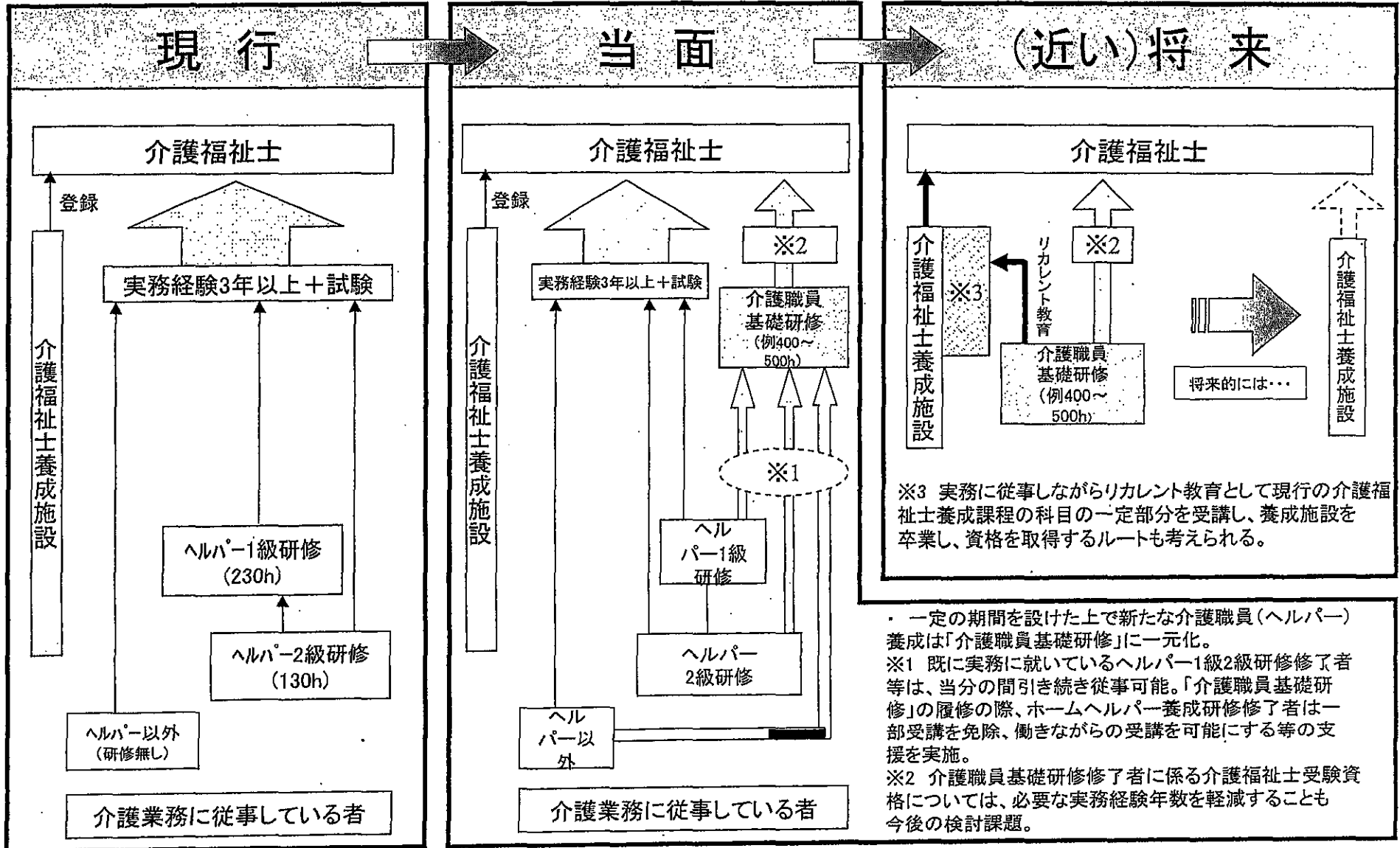
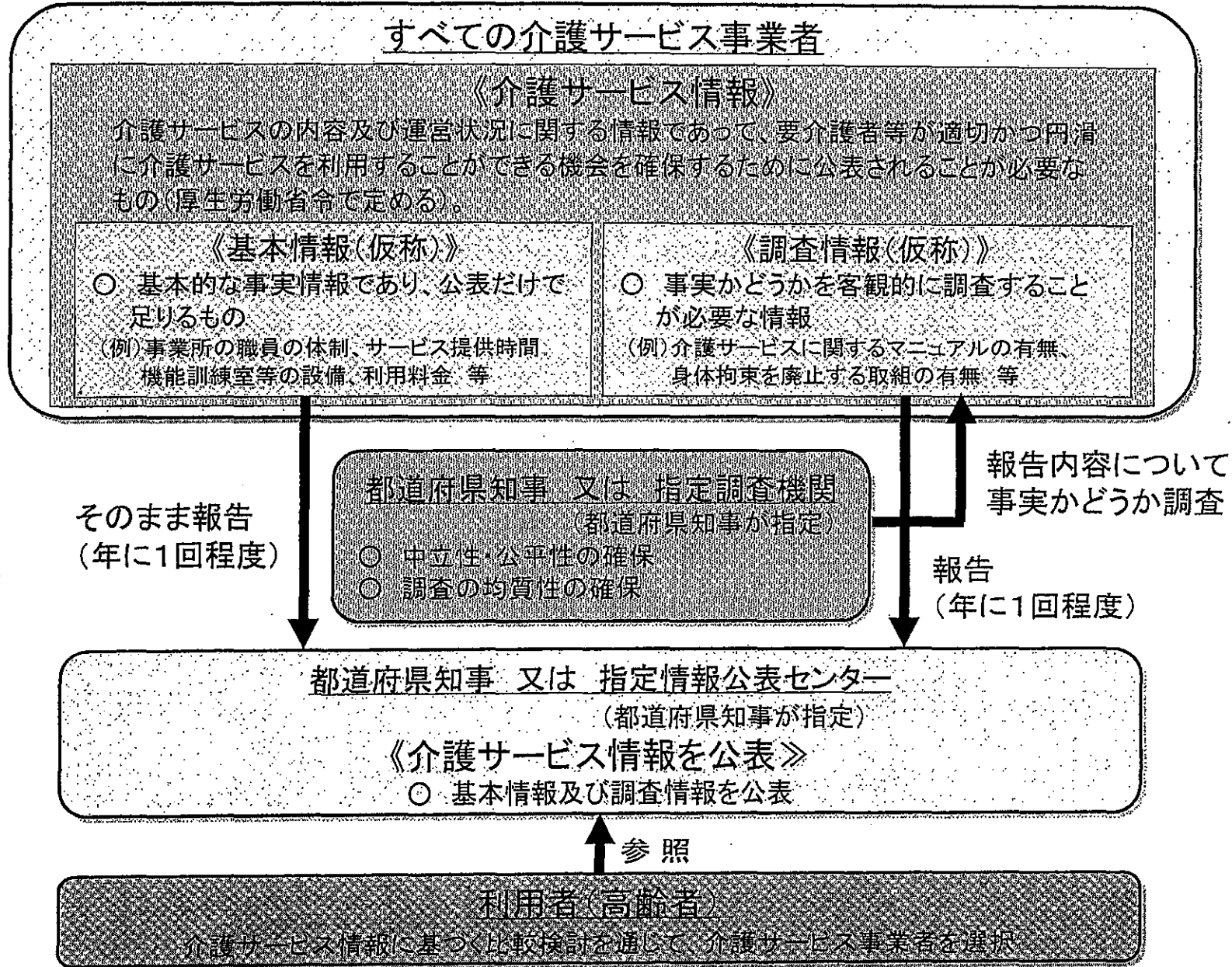


介護福祉士になるまでの養成について(現任者)イメージ



介護サービス情報の公表の仕組み



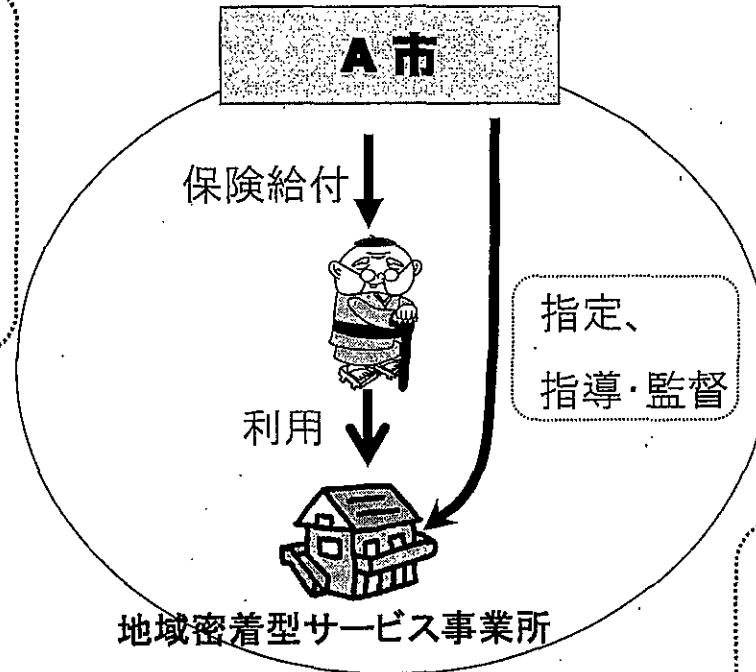
16

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適切なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設する。

1: A市の住民のみが利用可能

- ・指定権限を市町村に移譲
- ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、

・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。

・過剰な整備は抑制される。

3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定(※)

(※)国が定める報酬の水準が上限

地域密着型サービスに含まれるもの

- ① 小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設
- ② 小規模(定員30人未満)で介護専用型の特定施設
- ③ 認知症高齢者グループホーム
- ④ 認知症高齢者専用デイサービス
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 夜間対応型訪問介護

4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方:「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」**や「**泊まり**」を組み合わせることで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。

利用者の自宅



在宅生活の支援

地域に開かれた透明な運営
サービス水準・職員の資質の確保

「運営推進会議」の設置

地域の関係者が運営状況を協議・評価する場を設ける

管理者等の研修
外部評価・情報開示

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「**訪問**」

「**訪問**」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。
どのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「**通い**」を中心とした利用

様態や希望により、「**泊まり**」

併設事業所で「**居住**」

+ (併設)

「**居住**」

- グループホーム
- 小規模な介護専用型の特設施設
- 小規模介護老人福祉施設(サテライト特養等)
- 有床診療所による介護療養型医療施設等

《利用者》

- 1事業所の登録定員は25名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1~15名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通い利用定員の3分の1~9名の範囲内とし、「通い」の利用者に限定

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中:通いの利用者3人に1人
+訪問対応1人
夜間:泊まりと訪問対応で2人(1人は宿直可)
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 通いの利用者1人当たり3㎡以上
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

- 小規模多機能型居宅介護と連続的、一体的なサービス提供
- 職員の兼務を可能に。

○要介護度別の月単位の定額報酬

夜間対応型訪問介護のイメージ

基本的な考え方: 在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要
→ 定期巡回と通報による随時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」を創設

基本的には、利用対象者300人程度を想定

人口規模にすれば20万程度
まずは都市部でのサービス実施を想定

利用者はケアコール
端末を持つ

利用者からの通報に
より随時訪問を行う

随時対応

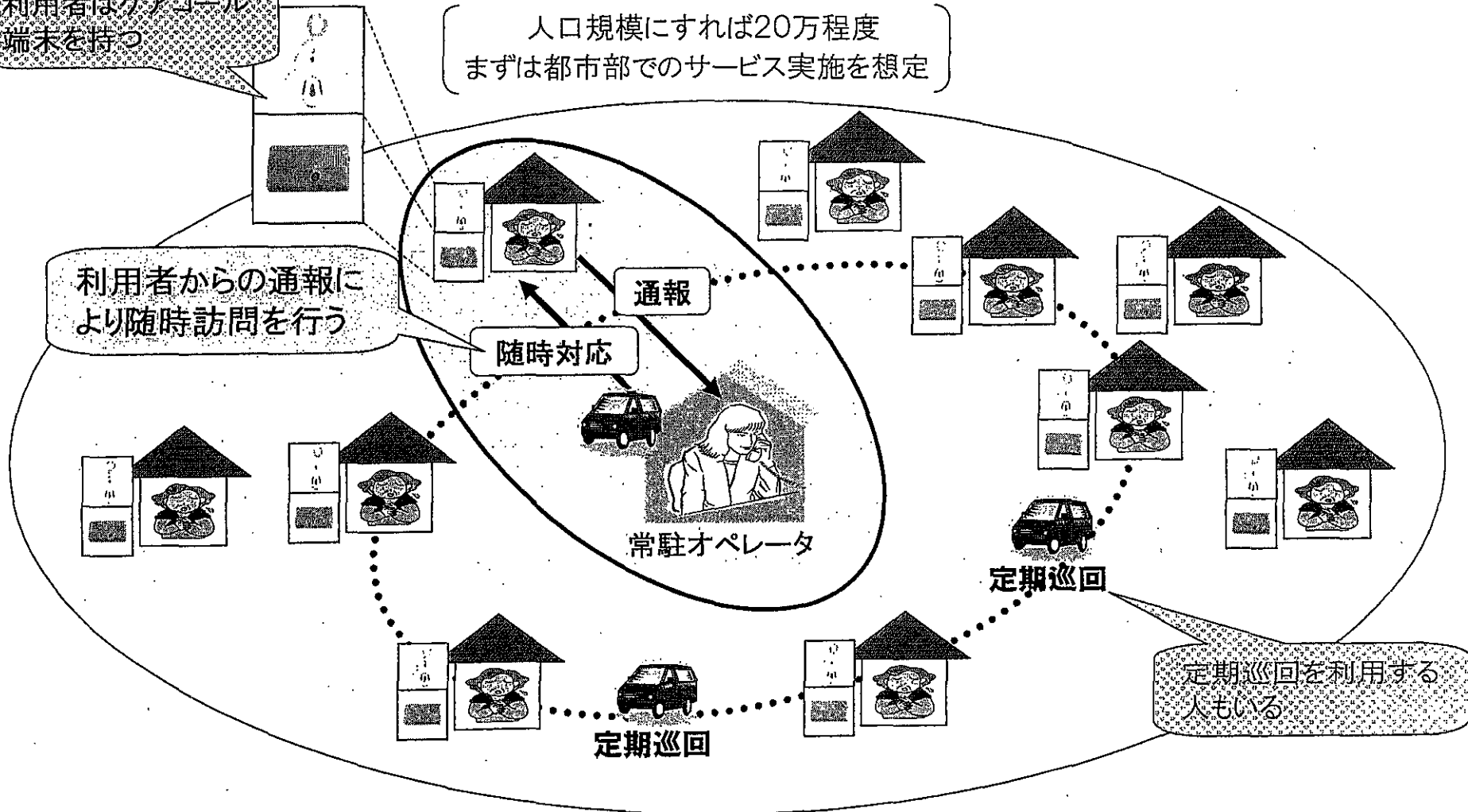
常駐オペレータ

定期巡回

定期巡回

定期巡回を利用する
人もいる

6/1



障害者自立支援法の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。

1 障害者自立支援法による改革のねらい

1 障害者の福祉サービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

2 障害者がもっと「働ける社会」に

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

(2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

障害者自立支援法

(障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)

身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者の定義 福祉の措置 等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の措置 等	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の定義 措置入院等 等	<ul style="list-style-type: none"> 児童の定義 福祉の措置 等